



大阪府最低賃金の改正決定に係る関係労働者及び関係使用者の意見聴取に関する公示

大阪労働局一般公示第53号

大阪地方最低賃金審議会は、大阪府最低賃金の改正決定について調査審議を行うため、最低賃金法（昭和34年法律第137号）第25条第5項の規定に基づき、関係労働者及び関係使用者の意見を聴くので、大阪府の区域内で事業を営む使用者又はこれに使用される労働者（これらの者の団体を含む。）であって、意見を述べようとするものは、その意見を記載した文書を令和6年7月17日までに、大阪地方最低賃金審議会（大阪市中央区大手前4-1-67 大阪合同庁舎第2号館大阪労働局労働基準部賃金課内）あて提出されたい。

令和6年7月2日

大阪労働局長 荒木 祥一